

「中国—社会と文化」第五号（一九九〇年六月） 抜刷

明清時代の地域エリートと社会

梁 其 姿
唐 澤 靖 彦(訳)

明清時代の地域エリートと社会

梁 其姿
唐澤 靖彦(訳)

十七、八世紀において中央政府が次第に堅固なものになりつつあった頃、中国の文化と経済の中心であった江南地域は、一貫して活力に溢れた社会であった。伝統的歴史学は、ややもすれば、明清期の中央集権を強調するかわりに地域社会の自主的性格を見過ごしてきたが、段々とこうした偏見から免れるようになってきた最近の明清社会の新研究のおかげで、我々は、明清社会の様相をよりはっきりと観察できるようになった。本稿では、この時期における民間慈善組織の発展とその他の関連現象をとおして、明清社会の性質を検討したい。とりわけ、当時の社会の主力としての地域エリート、及び地域社会と国家中央の微妙な関係を検討したい。慈善活動の研究は比較的に新しい分野とはいえ、関心を寄せていた研究者は少なくない。日本の研究者がこの分野においてあげた成果は、とりわけ重要である。主なところでは、京都大学の夫馬進教授と星斌夫教授がいる。アメリカのジョアンナ・ハンドリン・スミス博士もまた、比較的早くからこの問題の思想的側面に対して注意を向けていたし、ウィリアム・ロー教授は、この問題を、十九世紀の漢口市に対する彼の研究の中に取り入れて検討している。しかし、

どういった角度から見るとせよ、慈善活動とその他の関連した問題が持っている重要性はきわめて明らかである。以下は、筆者の個人的な研究経験に基づいて、いくつかの重要な点を簡単に紹介したものである。

一 民間慈善活動の勃興と発展

中国の歴史上においては、様々な団体が、社会救済問題において重要な役割を果たしてきた。比較的に富裕な家族は、しばしば義田や義荘などの制度によって族中の貧しい家族を援助したし、唐代の仏寺は、九世紀以前において一般的に悲田院を経営していた。こうしたものが、当時の主要な慈善家であった。しかし、社会救済や社会福祉の問題について言及するとき、比較的容易に連想しうるのは政府が果たした役割である。ところが実際の歴史上においては、宋代の例がこの点を比較的良好に説明しうるのみである。宋代の政府は、薬局、老人や病人を収容する居養院、安濟坊、幼児を養育する慈幼局を設立した。こういった国家による慈善機構のメリットがどのようなものであったかは、しばらく論じないでおく。というのは、宋

の例は歴史的に前例がなく、また後代にも継承されなかったと言えらるからである。明代以降、養老のための養濟院と飢饉時の災害救助を除いては、政府は貧窮した民衆の様々な生存問題に対処するいかなる政策や機構も持たなかった。宋代のものに類似した慈善機構は、明末(十六世紀末)以降になってやっと再び現れたのである。しかし、宋代のものと異なる点は、今回の主宰者は政府ではなく、地域において勢力を有する紳士や富商などの、我々が地域エリートと呼ぶ人々であったことである。

明末の慈善組織と明末の結社の様相は密接な関係を有していた。組織したのは、主に地域において名望を持つ士人であり、その多くが東林党の成員もしくは同調者であった。善会の形式においても、多くの共通点がある。それは例えば、明確な規約と定期的な集会をもった点であり、集会の目的が、会を主管する人間を推挙して講演させたり、会費を徴収したり、救済の原則を協議したりすることなどであった点である。夫馬進氏の研究によれば、明末における善会組織は、主に当時の放生会の影響を受けていたために、その背景にあった思想は主に仏教思想であった。しかし、善会の定期的講演の内容と施与の方式から見ると、善会の思想的背景はもう少し複雑であり、通俗的で保守的な儒教思想も混入していたように思える。善会の思想内容は、社会における上層の思想と下層の思想の相互作用を反映していたと、筆者は考えている。この分野の問題は、現在のところあまり明らかにならず、研究者のさらなる努力が必要とされている。

こうした組織はすべて地域的なものであり、特に主なものは江南

の都市に存在した。同種の組織で最も早いものは、おそらく揚東明(一五四八—一六二四)が一五九〇年に彼の故郷の河南省虞城で設立した同善会であるが、後の十七世紀二〇年代以降に設立された善会の大部分は、江南の都市にあった。少なくとも武進県、無錫県、崑山県、嘉善県、太倉州などの地に同善会があったのは知られており、その他の江南地方にも、例えば嘉定県に慧香社があり、揚州には育嬰社があったりした。こうした組織はすべて同様の性質を持つ善会であり、設立された時期はおおよそ明が滅ぶ二十年前後のことであった。

清初にいたって、善会は新たな発展を見せた。もとの「一会」「一社」などの慈善組織は、徐々に拡大していった専用建物や建設するようになり、「堂」となった。最も早いものでは、揚州の育嬰社が改組して育嬰堂となった例がある。一六五五年に江都に寓居していた徽州商人の閔象南は、友人の蔡商玉(商玉は、おそらく明末の揚州において育嬰社を創立した蔡璉であろう)とともに育嬰社館を設立した。二人は、個人の財力と根気によって、このようにまだ不安定な時期に、育嬰堂の存在を維持したのであった。この育嬰堂はまた、清代において、後にほとんどの各県城がひとしく有することになった育嬰堂の模範となったのである。薬局や、総合的性質を持つ普濟堂と惜字会、そしてやや後の清節堂などの機構もまた、清代において、次第に広がり行きたり始めた。規模が拡大したこと以外に、清代の善堂と明末の善会とのあいだには、もう一つの違いがあった。それは、責任者がもはや全国的に著名な士人ではなく、地域において財力と勢力を有する紳士や商人であったことである。

江南地域における清代の善堂を観察すると、それらの組織と財政構造はほぼ同様であったことがわかる。責任者はその地の商人や紳士であり、任期制で一人がこれに当たったり、毎年十二名を選出して輪番制にするなどの方法がとられ、報酬はなかった。財務面においては、地域からの寄付が主な収入源であり、年々の献金や建物土地の寄贈もあった(8)。大部分の善堂は、初期においては官側の協力や援助を受けることはほとんどなかったが、十八世紀中葉にいたると、官側の介入が比較的が多くなった(後述)。しかし、ごく少数の例外を除くと、こうした介入によって善堂が官の機構に変化するということはなく、清末にいたるまで一貫して、地域の勢力がこうした組織の最も主要な柱だったのである。とりわけ太平天国の乱ののち、地域における善堂は、社会秩序を再建するという重要な責任を負うことになり、さらに新たな発展をとげて、その存在はまた清末から民国初期の間まで一貫して維持されたのである(9)。宋代における官の善局が三十数年で終わりを告げたのに対し、明清の間慈善組織が少なくとも二百年以上のあいだ持続したことを考えると、明清において地域勢力を代表したエリート、すなわち士紳と商紳を重視しないわけにはいかない。

二 地域社会における地域エリートの役割

明清社会において士紳が果たした重要な役割は、早くから研究者の注意を引いてきたが(10)、明末以降の士紳と社会という問題に関して、二つの新たな変化が見られたことは、従来あまり語られていない。それは、商紳についてである。商人と士紳の関係はますます

密接になっていき、地域社会において彼らが持つ重要性もまた、それにつれて増大していった。また、こうした商紳と士紳のおもな活動範囲は、経済活動が広範に行われた都市社会へと次第に移行していった。この変化は、江南地域において最も早く生じたが、のちにほぼ全国において見られるようになった(11)。この二点はともに、明清における民間の善堂、という一個の問題を通して充分にうかがうことができる。

この変化、すなわち都市社会において、地域の財産家が日増しに重要な位置を占めるようになったことは、明末以降の文献中にその一端がうかがえる。明末以降の地方志中の人物巻や文集には、「善人」という名詞がよく用いられている。この言葉は、最も遅くとも宋代において既に存在が確かめられているものの、この時期において新たな意味内容を持つにいたった。すなわち、財物を軽んじて喜捨を好むことによって歴史書に名を残す、地域の財産家を指すようになっているのである。善人は、十七世紀以降の地方志において、新たな人物のタイプとして描かれている。これは興味深い現象である。こうした善人は、当初は郷里において個別的な善行によって知られていたのが、続いて長期的な慈善組織を興したり、それに参画したりすることで、地域における尊敬を得るにいたったものである。そして、揚州や蘇州のように経済が発達した都市であるほど、その地方志は早くから善人の記録を残している。塩業の中心であった揚州においては、こうした善人の大半は、紳士家庭の出身という背景を持った商人であった。彼らは、善行という手段によって地域の社会経営に参与した。その中には、実際に財産と引き換えに社会の

尊敬を得る者もいたが、もう少し複雑な心理的要因に影響された者もいた。かつて「儒を棄てて商売に走った」ことで精神的苦痛を感じていた非常に多くの富商は、善行を行うことで、精神的および心理的バランスを得るようになったのである(12)。

当然ながら、地域において勢力を有した士紳と商紳は、常に様々な側面から自分たちの勢力を示した。とりわけ、彼らの実際の利益に直接関係する問題、例えば税収や水利などの、しばしば政府との衝突を惹起する問題に関しては、彼らは常に官僚と徹底的に闘った(13)。自己の経済的利益のためにこうした抗争を行うことは、人情の常であるが、より意味があるのは、彼らが地域社会のために熱心に道徳規範を作ったことである。この点に関して、慈善機構は間違いなく地域エリートにとって恰好の活躍場所であった。長期にわたる地域での救済という問題は、十七、八世紀の中国においては純粋な民生問題ではなく、一つの道徳問題でもあった。善堂と明末の同善会は、貧困救済の場というだけではなく、社会教化の道具でもあったという点では同様であった。慈善機構という例以外にも、その他の分野において、地域エリートが社会を教化し指導しようとしたことがわかる。それは、児童の学校教育の分野と医療問題の分野である。こういった例によって、地域エリートが社会精神の中心的役割を果たしたことがわかるのである。

児童の学校教育問題

近代西洋社会においては、貧窮の問題が国家の経済政策において考慮の対象になる以前には、衣食や無頼は、道徳的に欠陥のある人間だと見なされ、矯正教育が彼らを改める方法の一つだとされ

た(14)。明清期の中国においては、こうした観念はまったく存在せず、貧窮と教育の問題は、別の考え方によって結合していた。すなわち、教育は風俗を改善し、中華文化を広めるために必要な制度だと見なされており、貧しい人といえども最低限度の教育を受けるべきであるとさえされていた。換言すれば、社会的落伍者などのマージナルマンを有用な社会人に改造するような特殊教育はまったく存在せず、存在したのは、教化範囲を拡大しようという野心に基づいた一般教育だけであった。そこには、優秀ではあるが貧しい子弟に上昇の機会を提供しようという点が含まれており、教育の主要な目的の一つでもあると同時に、それ自身が教化の意味を持っていたのである。明の太祖は中国を統一したのち、儒教の正統によって中国を支配し直すことを確固なものとするため、全国各地に社学を設立し、十五歳以下の児童を礼楽によって教化しよう命じた(しかし、貧困な児童のためだけに設立することを明白に指示したものはなかった)。この制度は、開始後直ちに、経営に方針がないことで行き詰まり、まったく軌道に乗ることがなかったが、明末まで一貫して維持された。しかし、明末以降、この制度は新たな変化を迎えることになった。つまり、地域の名望家は、官僚が持っていた礼楽に対する統制を徐々に切り崩し、あるものにした。これは、学校の名称を義学と改めた。義学の主な目的は、地域における貧困な家庭の児童を教育することであった。この変化は、清初になってますます顕在化した。一七〇二年以前には、清朝は、義学設立の主体を地域社会とする政策をまだ打ち出していなかったが、江南地域における義学は、すでにどこでも見られるようになってゆきつつあった(15)。

有名な地方官の黄六鴻（一六五二年の華人）は、官僚のマニユールとなった著書『福惠全書』（一六九九年）の中で、当時の義学の状態を以下のように言及している。

現在、富裕な家庭の子弟は、学問をすることが出来るだけの資力があるのに勉強しない。貧賤な家の子弟は、資力がなく勉強できない。また、富裕な家で師弟を訓育しようと考えているところでは、家庭教師を招き、貧賤な家の子と机を並べるのをいやがる。そのため、郷里の学校制度は、現在ではうまく機能しなくなっている。そしてまた、官は、教化を非現実的で不必要なものと思なし、資力にも限りがあるとして、その結果、学問の制度を復活するのも無理なこととなっている。その結果、学問はなされず、教化も行われず、風俗は日に日に頹廃していつている。そこで、郷里の学校の事情を考慮したうえで、紳士の自主的な援助と協力して、官がその設立を主唱するものとしては、義学しかないのではなからうか。義学とは、専ら貧乏な家の子弟のために設立するものである。貧賤ではあるが能力のある子に対して、勉強する機会を提供するわけである。貧乏な人の多くは農村に住んでいる。都市に住んでいる者の多くは、紳士や商人であり、農村に住んでいる者の大半は、農耕や牧畜をする人間である。およそ、都市部では富裕な者と貧乏な者の割合に応じて義学を設置し、農村部では集落のサイズに応じて設置する。少なければ一つか二つ、多ければ四つか五つ設置する。孤立した土地に住んでいて勉強をしたい者は、近隣の義学に入學させる。各義学には、その規模や制度に関係なく、正門を設置

して「義学」と揭示しなければならない……管理者には、老成していて品行方正な人を皆で推挙する……各義学は、善行と喜捨を好む人間の中から数人を推挙し、あるいは輪番で年ごとに担当するとすれば、より公正であろう……(16)

『福惠全書』が成立したとき、清朝政府には小学校教育の政策がまったく存在せず、たんに明の社会学の伝統に沿うのみだったので、黄六鴻の建議は、彼が地方官となったときの実地観察に基づくものであった。官の社会学がすでに「今日では修復不可能」なものとなり、都市の内外に居住している多くの「紳士の義捐」に頼って、(このために、清代の社会学の多くが都市に存在していた)、その上「義心」で喜んで喜捨するもの」の中から「何人かを推挙して、年ごとに交代で当番にあたらせて」義学を管理するしかないということ、彼は理解していた。その形式は、他の善堂ともほぼ一致していた。右で引用した描写から、黄六鴻が、当時の地域の状況から建議を提出しているにすぎないことが直ちにわかるが、のちの一七〇二年以降の国家による義学政策は、実はこうした発展の方向に沿って決定されたのである。この趨勢は、十八世紀になってさらに顕在化した。筆者の初歩的な研究によれば、清代の一八二〇年以前に江南地域で建設された義学のうち、六〇パーセントが地域に住む人々によって創設されたものであり、四〇パーセントが地方官によって創設されたものである。明代の社会学のほぼすべてが地方官によって創設されたものであることと比較すると、これは一つの重要な変化である。その上、地方官が創設した義学も、以後の管理責任は、ほとんどが地域に住む人々の手にわたっていった。換言すると、児童に学校教

育を受けさせるという重大な課題は、明末以降、次第に国家の手から地域エリートの手に移っていったのである。この移行は、福祉政策におけるほど徹底的に行われたわけではなかったとはいえ、それが有する重要性には同様なものがあつた。

医薬問題

現代人の観念では、疾病と教化や道徳の問題は、別々の範囲に属するはずのものである。しかし、明清時代の人間にとっては、身体の病氣と精神道徳上の頹廃には不可分の関係があつたのである。この観念は、社会のレベルにまで影響を及ぼした。すなわち、様々な天災や人災の原因を、社会道徳の衰退に求める考えである。このため、地域経営に関心を持つエリートたちは、この根強い観念を常に利用して、人々に善行を勧めて彼らが悪行に走らないようにした。従って、施薬治療を行う薬局が、この点における格好のメディアになつたのは当然のことであつた。清末のある施薬局は「誓願規定（立願約）」を設け、薬を受け取る人に、「両親に逆らう、女色に耽る、人に対して冷酷な物言いをする、殺生をするなどのあらゆる過失は決して犯さず、各自が良心に問うことが肝要である」という誓約をすることを要求した。病人はさらに、念入りにも誓願書に署名することを要求された。誓願書には、「身体の病を治療するには、心の病を治療することが先決である（不忠、不孝、不義、不仁、そして女色に耽り、良心に背く……こうしたことはみな心の大病であり、一刀のもとに断ち切らなければならない）。心の病が除去されなければ、身体の病は決してよくならない……」とあつた。一六六〇年から一六六七年のあいだ浙江布政使の任にあつた袁一相は、紹興府

における伝染病の流行を以下のように解釈している。「……重ねて疫病が流行するのを調査したところ、たしかに疫鬼が病を流行させている……よるべのない靈魂は供養を受けることもなく、鬱積した怨みや憤りを発散する場もなく、農作物に祟りをなしたり、何度も伝染病を起したりして、民衆がその災いを受けているのである」。

このため、彼は、古代医学における祈禱療法（祝由科）を再び振興して、伝染病を退治することを推進しようとした。個人の病氣であるか地域的疫病であるかを問わず、明清時代の人は例外なく、道徳的要因と超自然的要因を真剣に信じていた。そして、明末以降、個人によるものか団体によるものかを問わず、民間慈善活動の重要な内容は医薬面での援助であつた。このことと当時の病氣の原因に関する観念とのあいだには、密接な関係があつたと思われる。楊東明は、最初の同善会を組織したのち（一五九〇年）、医薬面での救済を主な事業とする広仁会を直ちに開設した。この会の主旨には、施薬の主な理由が明確に指摘されている。すなわち「人を救済してもの役に立つには、施薬が一番である。人の緊急に應じ、なおかつ徳を広めることができる……」というわけである。そして、県の財産家を会員とするこの善会が「広仁」と称したのは、こうした財産家が「資産に富んでいるのは、仁の根源から発しているものであつて、偶然ではない。今、おのれの仁を推し広めて、ますます生生の理を培わなければならない」という考えに基づいていたからであつた。教化を施薬にことよせたのは、当時にあつてはきわめて有効な方法であつたに違いない(18)。実際には、道徳的側面以外にも、明清時代の地域エリートは医薬問題の実用的側面をかなり重視していた。

医業問題において、明清社会と同時期の西洋社会のあいだには、きわめて大きな違いがあった。その一つは、医学知識をコントロールする権限である。西洋（特にフランス）にあっては、医学知識の体系と制度は、次第に国家によって独占されることとなり、結果として主な政策はすべて国家の立場から決定された⁽¹⁸⁾。しかし、中国にあっては、医学知識の体系とその伝播ルートは、明末以降、却って社会の中に拡散していき、結果として全国的に統一された医療政策が完全に欠如することになった。早くも宋代には創立されて元代に発展した惠民薬局と地域の医学校制度は、明初に国家の注意を少し引いただけで、明の中期以降にはほぼ有名無実のものとしてしまった⁽¹⁹⁾。このため、医療問題の道德的側面であると実際の技術的側面であると問わず、明末以降の地域エリートは、医療に関する主導的地位を掌握する機会に恵まれたのである。彼らは、右で述べたような、地域社会を教化するという点のほかにも、さらに実用的な技術の発展を推進した。その中でも最も際立った例として考えられるのは、天然痘予防の種痘である⁽²⁰⁾。

中国人が人痘（人の血清による種痘法）の接種に関する技術を発明したという伝説は、きわめて多く、大部分は歴史的に根拠のないものであって、深く追求するすべはない。重要なのは、この技術の社会的歴史である。この発明が中国の民衆のあいだで受容され、次第に普及しだしたのは、明末の万暦以降のことである。つまり、歴史上における人痘接種法は、明末清初以降の社会においてはじめて意義を持つものとなったということである。筆者の初歩的な研究によれば、正統的な医学者で、最も早く医書の中で種痘法（人痘）に

言及したのは張璐（一六一七年—？）が最初である。彼は、有名な『医通』（一六九五年）の中で、「最初は江西から華北（河北・山東）へと達し、最近では全国に広まっている」種痘法について言及している。しかし、彼は、基本的にはこの技術の有効性について疑問を持っており、「手を加えて却って損なってしまう」たぐいの方法だと考えていた。事実上、十八世紀中葉にいたるまで一貫して、種痘法は中国の正統医学の中で位置を占めることは決してなく、一七四二年に出版された官の編纂による『医宗金鑑』になってやっと、やや詳細な種痘技術の描写が現れたのであった。この書以前にも、朱純嘏（一六三六年—？）の『痘疹定論』（一七一三年）と張琰の『種痘新書』（一七四一年）などの、今日にいたるまで残っている医書が存在するが、ともに当時の主流な医学書ではなかった。種痘法に関する専著は、十八世紀末から十九世紀初になって西洋の牛痘法（牛の血清による種痘法）が中国に伝えられる直前になってやっと、次第に広まっていったのである。

しかし、史料の語るところによれば、民間の種痘法に対する態度は、正統的な医学界に比べると非常に早くから開放的な様子を示していた。明末の段階で、種痘法を受容して天然痘を予防していた人もいたのである。清初の種痘医の自述によれば、種痘法はすべて家伝のものであり、その多くは二、三代にわたって伝えられてきたものであったということである。例えば、乾隆年間の福建における種痘医であった張琰は、自分の先祖は、万暦四〇（一六一二）年に汀州寧化県の知県であった江西出身の聶久吾から種痘を学んだのであり、父親が種痘を施した人は一万人に近く、彼自身も一七四一年以前の

数十年間において「八、九千人を下らない」人数に種痘を施したと自称していた。彼は、十八世紀において数十年のあいだ医療を行っていたので、彼の父親はきっと明末清初の人であろう。たとえ、彼が種痘を受けた人数を誇張しているとしても、十七世紀後半において、少なくとも華南の民衆のあいだでは、すでにこの新技術は受容され始めていたことは認めなければならない。十七世紀の文集の中においても、当時の江南の士大夫の家人が、種痘を受けていたことを示す確かな事例がある。十八世紀の種痘医である曾香田は、天然痘が原因で死亡する南方人は、北方人に比べてはるかに少ないことに注目している。彼は、この事実を南方で比較的に広く行われていた種痘と関係があると考えた。十八世紀の別の中国人種痘医は、当時のある日本人医師に向かって、こう述べている。「種痘の方法は、昔からあり、中国の高貴な家庭では、大半が種痘を受けている。」⁽²¹⁾こうした種痘医の証言は、十七、八世紀以降において、種痘（人痘）を施す方法が行われた地域と社会階層を物語っている。

十九世紀前半にいたって、種痘法の広まりは、新たな発展を迎えた。地域の慈善家が、この技術を一般民衆の中にもいっそう推し広めようとしたのである。当時の小児科の専著である『児科醒』には、このように書かれている。「ただ近頃、種痘を受けることのできるのには、みな有力な家庭の子である。貧しい家庭の子は、やはり天然痘にかかってしまう……有力な家庭は、早いうちに接種するものだが、貧しい家庭の子は、種痘を受けたいと思っても不可能である。」このため、当時の善堂に対して、貧しい家庭の子に種痘を受けさせることを奨励している。この頃、西洋の種痘法（牛痘）が広州か

ら中国に流入してきていたが、地域の名望家たちは直ちに受容して普及に尽力し、続いて牛痘局を設立したほか、育嬰堂では種痘（人痘や牛痘）を採用して捨て子に接種した。西洋の種痘法（牛痘）が中国において順調に受容されたのは、明らかに、人痘法が発達していた伝統とそれが社会に受容されていたことが原因として挙げられる。

人痘法であると牛痘法であると問わず、社会におけるこうした新技術の発展は、国家による推進をまったく受けなかった。実際には、康熙朝以降の清朝の皇室は、種痘医を招聘して皇族の幼児に種痘を受けさせていたが、行政の中心である国家には、医療に関する一貫した政策は存在しなかった。正統的な専門医もまた、種痘法に対する監督指導に起用されることはなかった。事実上、正統的な医学は、十九世紀になってやっと人痘法に対して少し注目し始めたのであり、そのときにはすでに、人痘法は中国において百年以上ものあいだ実施されていたのであった。この新技術が、明末以降において、江南の「有力な家」という階層の中で広範に普及し始めたのは、地域エリートの支持があったからである。また、地域エリートは、この技術を広く社会に及ぼすことのできる唯一の勢力であった。というのは、一般民衆はみな、「種痘を受けたいと思っても不可能であった」からである。現時点では、士紳と商紳の比重が高かった地域ほど人痘法と牛痘法が普及したことを証明できるような証拠はない。しかし、稀少な史料から判断すると、そのことは明清時代において充分にありえたことと言える。

以上の幾つかの例から、以下のことが明らかである。すなわち、清以降における国家権力は、明末に比べると、より中央に集中して絶対化が進行したかのように見える。しかし、非常に多くの側面において、国家がコントロールしたり関心を持った範囲というものは、全体に対する割合から言うと、却って宋代の方が多いためである。明清社会において発展しつつあった自主的な空間は、一般的に想像されているよりも大きかった。そして、この時期における社会発展の主要な推進力となったのは、都市に居住していた地域エリートであった。以下においては、さらに、明清時代の国家と社会に関連する問題について述べよう。

三 地域エリート階層の性格と国家権力との関係

これまで何度も言及してきた地域エリートとは、実は定義しがたい階層である。過去における士紳に關係する多くの研究は、この階層の一部分のみ及んでおらず、明清期の商人に関する専著もまた、多くが彼らの経済活動だけに焦点を当てているのみである。何炳棣氏による十八世紀の揚州商人に対する研究は、彼らの家族的背景、交際圈、投資行為などの都市商階層の本質を、比較的全般にわたって解明している⁽²²⁾。しかし、彼のこの論文は、揚州の塩商という特定の集団のみを検討しただけであり、紳商階層全体にまでは及んでいない。そのため、地域エリートの問題を論ずるときに一つの参考となる域を出るものではない。現在にいたるまで、明清の社会経済史研究者は、いわゆる「地域エリート」という概念に対して、おそらくぼんやりとした共通認識しか持っていない。それは、

伝統的士紳、比較的富裕な商人、紳士と商人の二つの立場を兼ねた人、また房租(家屋賃貸料)・地租(土地賃貸料)を主要な収入源としていた少数の城居地主を含んでいると思われる。こうした人々の権力の源泉は、二つ存在した。それは、財力と政治力である。彼らの財力は、商業や房租・地租から生じ、政治力は、士紳であるという立場から生じていた。というのは、士紳という地位が、官僚になるために最低限必要とされた資格であったからである。もちろん、こうした人々は、宋代以降存在していたわけであるが、明末以降において変化が見られた。彼らは、地域とりわけ都市社会において段々と重要なものとなっていった自らの影響力、そして地域社会の経営が、彼ら自身の利益と密接な關係を持っているということを、次第に認識するにいったようである。筆者は、彼らはいわゆる「階級意識」を明白な形で持ち合わせていたわけではないと考えている。彼らのあいだでも、利益をめぐっての衝突さえありえたわけである。しかし、地域社会に対して、彼らは新たな帰属意識と責任感を持っていた。この点に関して、彼らは一定程度の共通認識を持っていたと考えられる。右で述べてきた諸問題をとらえて、我々は多少なりとも、こうした共通認識を理解しよう。

何炳棣氏は、別の専著の中で、明代の十六世紀後半以降、社会移動における上昇方向の流動性が大幅に低下したことに言及している⁽²³⁾。この現象は、比較的固定された階層が、国家の官僚になる道を次第に独占したことを反映していると同時に、科擧の競争がますます困難となって、能力のある人間が国家の高級官僚に就任する機会が以前より甚だしく減少したことを意味している。おそらくこ

の変化が、地域における能力を持った人間の注意の対象が、国家中央から地域社会へと移行した主な原因の一つである。もちろん、十六世紀以降の江南地域における経済の急成長もまた、この移行にとって有利にはたらいた。明初以降の江南地域は、経済発展において全国をリードしていたのみならず、科擧の成果においてもまた最も傑出していた。従って、明代後期において社会の流動性が緩慢になっていったことによつて、江南地域が地域エリートが最も多く最も集中した地域となったのは当然であった。明清期における慈善活動などの民間活動が、この地域で最も早く広まっていったのは決して偶然ではない。その上、この変化が後には全国に及んでいったのもまた、充分に予想できることである。

先に言及した「善人」は、多くの点において地域エリートの性格を反映している。すなわち、彼らの家は余剰資産を抱えており、彼らの背景は儒教や商業、もしくはその両者であった。そして更に重要なことは、善行のための組織を通して、そうした善人と社会の下層のあいだに比較的密接な關係が生じたことである。善人は、一方で自己の財力によつて貧民を救済するかわら、一方で救済の対象となった人々に対し、自分たちが示す道德水準に見合うことを要求した。こうした行為の最終目標は、地域社会が従来有していた秩序を維持することであり、それは国家の利益とも一致していた。そして、善行はまたこうした点において、官僚になる機会が減少していた紳商が持っていた、地域社会を経営したいという願望を満足させたのだと、筆者は考えている。こうして、善人はいつのまにか地域の指導者となっていった。そして、さらにそれを原因として、官

僚とのあいだに緊密で相互依存的な關係が生じたのである。

実際のところ、善人と地方官僚の社会的背景のあいだに、明確な違いがあったわけではない。著名な地方官僚である王植(一二二一年の進士)は、官僚の行政マニュアルとなった著書「治原」において、知州になったとき、何か招待の席が設けられるときには常に真先に士紳を招聘していたことを述べている。というのは、彼は、官僚と士紳は「もともと一体のものである」と認識していたからである。さらに甚だしくは、清以降の地方官僚が交際しなければならなかった士紳は、もはや一般的な「貧乏紳士」ではなく、地域に影響力を持った財産家であった。地方官姚瑩(一八〇八年の進士)の行政経験をみてみよう。「紳士を招聘して上下を通ずることについて。

孟子も言うように『政治は難しいものではなく、名望家(巨室)たちの信用を失わないようにす』ればよい。名望家とは、民衆に信頼されている人々である……縉紳の強大な者は、普段からその一族の者を奴隸のように指図しているが、官署に出ることを恐れている……官の方で、まことによくへりくだって礼儀正しく誠実に接して、多くの紳士を感服させれば、彼らはいたるどころどころでも官に会いにくるだろう。紳士が官を信頼し、民衆が紳士を信頼する。このようであれば、上下通じて政令が行われる」。彼の眼中にあった紳士とは、実際には主に地域の富裕な紳士であるのは、ここではきわめて明白である。換言すれば、地域の名望家や縉紳は、官と民のあいだを取り持つきわめて重要な架け橋であったということである。かつて江西省晋州の知州であった葉鎮(一七四八年の進士)は、地域経営において地域の富裕な紳士が果たす重要性を、より明白に

指摘している。「……州における建設作業は、公明正大な紳士でなければ計画を立てて実施することはできない。例えば、城壁や州学や各祠廟を修復したり、育嬰堂を建設したり、街道を修理したりする作業は、すべて紳士が最初から最後までその経営処理を主導することにかかっている」(24)。この「公明正大な紳士」は、善人の言い換えてはならないだろうか。地方官は、「名望家」(巨室)、「縉紳の強大な者」、「公明正大な紳士」、「財産家」(富戸)などの言葉によって、地域において彼らが関係を取り結ばねばならない、影響力を持った人間を形容し、官と民のあいだを媒介する地域の有力者、すなわち我々が地域エリートと呼ぶ人々の複雑な身分を説明しているのである。

地域エリートの勢力の消長は、明清の国家の力の消長と相互に連動していた。明末時期の中央政府の力は、明らかに低下していたが、この時期の社会、とりわけ経済が極度に繁栄していた江南の地域社会は、非常に活力と創造力のある社会であった。無能な国家中央に対する人々の反感もまた、きわめて容易に表現された。よく知られている東林や復社などの文社が国家中央に対して行った反抗には、道徳上の異議申し立てという側面以外にも、実際には地域のおよび社会的背景という要素が明らかに存在していたのである(25)。明末の同善会を推進した人々の大多数は、東林派の人間やその同調者であった。このこともまた、国家中央に反対する勢力と善行によって社会秩序を再調整しようとした地域勢力のあいだにおける、微妙かつ密接な関係を説明している。国家中央の衰退はまた、地域エリ

トが郷里において勢力を確立するのに、まさしく絶好の機会を提供した。これよりのち、わずかに地域における勢力のみが、社会の下層にまで浸透する手段を手に入れることになった。国家機関は、全面的な支配を行うだけの力は持たなかったのである。

清代にいたって、状況は変化した。国家中央の力は、明末と比較すると強大になった。一六八〇年代に清朝が全国を平定してから十八世紀末にいたるまで、その状況は続いた。この時期に、強力な国家中央は、結社の禁や文字の獄などの措置を厳格に実行し、地域の士人にタブを課した。この時期の社会は、明末において有していた活力を失ってしまったように見える。しかし、清朝政府の強大な権力は、明末より生じた社会の自主性を完全に圧殺してしまわなければならないと思われる。前述した、慈善組織、児童の学校教育、医薬などの問題が如くで明らかにしているのは、重要な社会政策においては、地域は一貫した独自の見方と方法を依然として有していたことである。国家中央は、社会において既成事実となった変化の傾向に最大限沿う形のみ、政策を決定するようにしていたのである。この時期、国家中央や中央の利益を代表する地方官僚は、財務や経営など様々な分野において地域の社会組織の内部に介入していた。その程度は地域によって異なっていたが、しかしきわめて少数の例外を除いては、こうした組織は、依然として地域の勢力を掌握しており、官によって支配される機関へと変化することはなかった(26)。そこでの一つの重要な原因は、私見によれば、すでに明末から地域エリートの勢力が地域社会の中に——とりわけ経済的に発達した都市社会の中に——存在しており、根を深く張っていたからである。清代

にいたると、地域社会において彼らが有した重要性は、もはや代替できるものではなくなっていた。清の官僚層は膨大ではあったが、地域の組織に取って変わるすべはなかったのである。東林党のような道徳性を持つ士人指導者は、もはや二度と現れることはなかったが、彼らに取って変わったのは、数の面でさらに多く、身分もより複雑になり、より強固な耐性を持つ一般の紳商であった。しかも、十九世紀以前においては、彼らと国家の利益は、多くの点において一定程度の一致を見ることが可能な状態が続いていた。彼らのあいだにも常に矛盾が存在していたとはいえず、少なくとも明白な形での衝突はなかった。国家と社会の勢力は、この時期においては、それぞれの勢力範囲の内に落ち着いていた。地域エリートの影響力は、地域において拡張を続けていき、次第に地域経営の実務経験を持つにいたったのである。

太平天国の乱のちに、状況は再び急激な変化をとげた。国家の威信を破綻させ、社会秩序を崩壊させたこの空前の危機によって、地域エリートは、社会を再建する任務を負うことを余儀なくされた。この時期と明代の異なる点は、以前の同善会は主に道徳を提唱して秩序を再建することを求めたのに対し、晩清の善堂は、主に実務的な建設を目指した点である。この点もまた、明末の東林派の道徳家と、清代のより実務的な地域エリートのあいだの主な違いを表している。その上、この時期の地域エリートは、社会経営の経験を一世紀以上のあいだ蓄積してきた。彼らの社会経営力は、明末のものをはるかに越えていた。そして、都市化と都市内の貧困問題が拡大するにつれて、彼らの影響力は、地理的にもまた明末の範囲をはる

かに越えることになったのである。この時期における彼らの力は、国家中央と官僚体系全体に対して挑戦できるほどに成長していた。特に政治的な危機が生じたとき、国家中央と地域エリートのあいだにおける矛盾は、いっそう尖鋭なものになった(27)。こうした結末は、清初の官僚にはおそらく予想もできなかったことであった。

権力を集中させた明清期の国家中央も、腐敗していた明末の政治環境も、そして清代以降の巨大な官僚機構もまた、地域社会の活力を完全に破壊しつくすことはなかった。地域エリートは、この長期にわたる時代においてたゆまず成長し、事実上、多くの分野で社会の発展を推進する力を有していた。この問題に対し、我々はこれからも、地域エリートの社会階層としての具体的な性質と、彼らの社会支配を左右したマンタリテとその様々な手段を追究する必要がある。それによって始めて、明清期の社会発展のコンテクストが、よりはっきりと解明されるのである。

注

- (一) 関連する研究には Susan Mann, *Local Merchants and the Chinese Bureaucracy, 1750-1950*, Stanford University Press, 1987; Susan Naquin & Evelyn Rawski, *Chinese Society in the 18th Century*, Yale University Press, 1987; Peter Perdue, *Exhausting the Earth: State and Peasant in Hunan, 1500-1850*, Harvard University Press, 1987 などがある。

(二) 夫馬進と星斌夫両教授の、この分野に関連する著述の大部

分は、星斌夫氏の遺作である『明清時代社会経済史の研究』国書刊行会、一九八九、および『中国の社会福祉の歴史』山川出版社、一九八八に収められてゐる。

(3) Joanna F. Handlin Smith, "Benevolent Societies: The Reshaping of Charity During the Late Ming and Early Ching," *Journal of Asian Studies*, 46-2(1987/5), pp. 309-335. William T. Rowe, *Hankow: Conflict and Community in a Chinese City, 1796-1895*, Stanford University Press, 1989の第3章、第4章。

(4) 夫馬進「善堂・善堂の出現」、小野和子編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、一九八二、一八九—二二二頁所収。拙稿「明末清初民間慈善活動の興起—以江浙地區為例」『食貨月刊』復刊、一五・一七・八（一九八六／一）、五二—七九頁。

(5) 明末の結社に関する最近の研究については、Jacques Gernet, "Clubs, cénacles et sociétés dans la Chine des X^{VI}e et X^{VII}e siècles", *Institut de France. Extrait des CRAI, 4e fasc. 1986-24*、十一頁、を参照せよ。

(6) 前掲の拙稿、六十頁、をよむ。J' accueilli des enfants abandonnés dans la Chine du Bas-Yangzi aux X^{VI}e et X^{VII}e siècles", *Etudes Chinoises*, 4-1（一九八五年春号）、一五—五四頁。

(7) 夫馬、前掲論文、をよむ。前掲の拙稿(注4)を参照せよ。

(8) 善堂の組織に関するのは、前掲の星、夫馬の論文、をよむ。

86-120' を参照せよ。水利問題については、Perdueの「前掲書」をよむ。P.-E. Will, "State Intervention in the Administration of a Hydraulic Infrastructure: The Example of Hubei Province in Late Imperial Times." In S. Schram, ed., *The Scope of State Power in China*, SOAS, 1985, pp. 295-347' を参照せよ。

(14) J.-P. Gutton, *La société et les pauvres en Europe (X^{VI}e-X^{VIII}e siècles)*, PUF, 1974' 一六八—一七一頁、を参照せよ。

(15) 拙稿"Elementary Education in the Lower Yangze Region in the 17th and 18th Centuries." In B. Elman & A. Woodside, eds., *Education and Society in Late Imperial China*, (近世)『藝文と歴史の時代』の拙稿として、小川嘉十氏の「清代における義学設立の基礎」林友春編『近世中国教育史研究』国土社、一九五八、二七三—三〇八頁所収、をよむ。

(16) 黄六鴻『福惠全書』（一八五〇年の和刻本による山根幸夫の解題）、東京、一九九三、卷二五、十二頁下段から十五頁上段。

(17) 注15を見よ。また、主蘭蔭「明代の社塾（下）」、『師大月刊』二五（一九三六）、六三—七五頁。

(18) 拙稿"Organized Medicine in Ming-Qing China: State and Private Medical Institutions in the Lower Yangzi Region," *Late Imperial China* 8-1 (1987/6), pp.149-150.

の拙稿「十七、十八世紀長江下游の育嬰堂」、『中國海洋發展史論文集』所収（中央研究院三民主義研究所編、一九八四、九七一—三〇頁）、拙稿"J' accueilli des enfants abandonnés dans la Chine du Bas-Yangzi aux X^{VI}e et X^{VII}e siècles" を参照せよ。

(6) 大正天國の善堂の発展に関するは、M. B. Rankin, *Elite Activism and Political Transformation in China: Zhejiang Province, 1865-1911*, Stanford University Press, 1985' をよむ。W. Roweの「前掲書」を参照せよ。

(10) 早い時期の著作として、張仲禮氏の『The Chinese Gentry: Studies on their Role in 19th Century Chinese Society』, University of Washington Press, 1955' をよむ。その分野では、日本の学者の研究成果もまた、非常に多い。例えば、藤井宏、宮崎市定、奥村裕司などの研究者の貢献がある。

(11) 例えば、前掲のSusan MannとPeter Perdueの著作は、十八世紀以降の北東と湖南の状況と言及している。

(12) 注4の善堂の拙稿「明末清初民間慈善活動の興起—以江浙地區為例」、六五頁、に簡単な議論がある。

(13) 税収関係については、本稿の「注4」で、Jerry Dennertine, "Fiscal Reform and Local Control: The Gentry-Bureaucratic Alliance Survives the Conquest." In F. Wakeman & C. Grant, eds., *Conflict and Control in Late Imperial China*, University of California Press, 1975, pp.

(19) F. Lebrun, *Médecins, saints et sorciers aux 17e et 18e siècles*, Temps Actuels, 1983' 二七一—四六頁。

(20) 拙稿(注9)、一三三—一四一頁、を参照せよ。

(21) 以下をよむ。天竺澄と種痘の「注4」をよむ。拙稿「明清預防天花措施之演變」陶希聖先生九秩榮慶祝壽論文編輯委員會編『國史釋論』（上冊）、一九八七、二二九—二五三頁所収、を参照せよ。

(22) Ho Ping-ti, "The Salt Merchants of Yangchou: A Study of Commercial Capitalism in 18th-Century China," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 17-1,2 (1954), pp. 130-168.

(23) Ho Ping-ti, *The Ladder of Success in Late Imperial China*, Columbia University Press, 1962, pp.111-114.

(24) 詳細な記述については、拙稿「清代慈善機構與官僚層的關係」、『中央研究院民族學研究所集刊』六六（一九八八年秋）、九四—一九六頁所収、を参照せよ。

(25) 明清の交替期におけるこの問題の重要性については、F. Wakeman, *The Great Enterprise: The Manchou Reconstruction of Imperial Order in 17th-century China*, University of California Press, 1985の「注4」を参照せよ。

(26) 拙稿(注24)、八六—九四頁、を参照せよ。

(27) M. B. Rankinの「前掲書(注6)」を参照せよ。